

1. 構造名

(1) 人造鉱物繊維断熱材充てん／鋼板・下張材〔木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕表張／せっこうボード重裏張／木製軸組造外壁

(2) 人造鉱物繊維断熱材充てん／鋼板・下張材〔木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕表張／せっこうボード重・下張材〔木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕裏張／木製軸組造外壁

2. 寸法等

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
壁高	構造計算等によって構造安全性が確かめられた寸法とする
壁幅	構造計算等によって構造安全性が確かめられた寸法とする
壁の厚さ	構造名ごとに以下とする 構造名(1)：167 以上 構造名(2)：176 以上
柱・間柱間隔	500 以下

3. 材料構成

3. 1 主構成材料

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
柱 (荷重支持部材)	・材料：(1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)平成12年建設省告示第1452号に規定する構造用製材(日本農林規格(以下、「JAS」という)) (2)平成13年国土交通省告示第1024号に規定する構造用集成材(JAS) (3)平成13年国土交通省告示第1024号に規定する構造用単板積層材(JAS) (4)平成12年建設省告示第1452号の第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 ・断面寸法：105 以上×105 以上 ・密度：0.38±0.08 g/cm³ 以上
間柱 (下地材)	・材料：(1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする (1)製材(JAS) (2)集成材(JAS) (3)単板積層材(JAS) (4)枠組壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材(JAS) (5)平成12年建設省告示第1452号の第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 ・断面寸法： 45 以上×105 以上 (外装下地材(下張り側又は単板張り)の縦目地部) 30 以上×105 以上 (外装下地材(下張り側又は単板張り)の縦目地部以外)

つづく

3. 1 主構成材料のつづき

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
外装材	・材料：(1)～(8)のうち、いずれか一仕様とする (1) 溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302) (2) 塗装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312) (3) 電気亜鉛めっき鋼板(JIS G 3313) (4) 溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3317) (5) 塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3318) (6) 溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321) (7) 塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3322) (8) 溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板(JIS G 3323) ・各部寸法 (形状については、4. 構造説明図 外装材の形状図参照) ・板厚さ：0.35 以上 ・厚さ：10$\pm$1 ・働き幅：150$\pm$15 ・重ねしろ：11$\pm$1 ・掛かりしろ：25$\pm$2.5 ・波の底部の間隔：30$\pm$3 ・張り方：横張り又は縦張り ・塗装 ・主成分：1)～4)のうち、いずれか一仕様とする 1) ポリエステル系樹脂 2) アクリル系樹脂 3) フッ素系樹脂 4) ウレタン系樹脂 ・塗布量： - 表面 25$\pm$5 g/m²以下 (有機固形量) - 裏面 6$\pm$1 g/m²以下 (有機固形量)
外装材目地材	・材料：(1)～(8)のうち、いずれか一仕様とする (1) 溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302) (2) 塗装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312) (3) 電気亜鉛めっき鋼板(JIS G 3313) (4) 溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3317) (5) 塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3318) (6) 溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321) (7) 塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3322) (8) 溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板(JIS G 3323) ・各部寸法：(1), (2)のいずれか一仕様とする (形状については、4. 構造説明図 外装材目地材の形状図参照) (1) 一体型 ・板厚さ：0.35 以上 ・露出部見付け：30 以上 ・底部見付け：70 以上 ・見込み (立ち上がり部)：13$\pm$1 (2) 複合型 ・板厚さ：0.35 以上 ・露出部見付け (カバー板幅)：42 以上 ・底部見付け (捨て板幅)：100 以上 ・見込み (立ち上がり部)：15$\pm$1

つづく

3. 1主構成材料のつづき

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
外装材目地材 (つづき)	・塗装 ・主成分：1)～4)のうち、いずれか一仕様とする 1) ポリエステル系樹脂 2) アクリル系樹脂 3) フッ素系樹脂 4) ウレタン系樹脂 ・塗布量： - 表面 $25 \pm 5 \text{ g/m}^2$以下 (有機固形量) - 裏面 $6 \pm 1 \text{ g/m}^2$以下 (有機固形量)
外装下地材 (下張り側又は単板張り、上張り側) (外装側の下張材)	・種類：[1]～[3]のうち、いずれか一仕様又は組み合わせとする ・厚さ：(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1) 下張り側 12 以上※、上張り側 9 以上※の重ね張り (2) 下張り側 9 以上※、上張り側 12 以上※の重ね張り (3) 21 以上※の単板張り (※：[1] (5)は 36 以上、[1] (6)は 21 以上)
[1]木質系ボード	・材料：(1)～(6)のうち、いずれか一仕様とする (1) 構造用合板(JAS) (2) 構造用パネル(JAS) (3) パーティクルボード(JIS A 5908) (4) ミディアムデンシティファイバーボード(JIS A 5905) ・密度：$0.70 \pm 0.05 \text{ g/cm}^3$以上 (5) 直交集成板(JAS) (6) 単板積層材(JAS)
[2]セメント板	・材料：(1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする (1) 硬質木片セメント板(JIS A 5404) (2) フレキシブル板(JIS A 5430) (3) パルプセメント板(JIS A 5414) (4) けい酸カルシウム板(JIS A 5430)
[3]火山性ガラス 質複層板	・材料：火山性ガラス質複層板 (JIS A 5440)
断熱材	人造鉱物繊維断熱材 ・材料：(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) グラスウール (JIS A 9504、JIS A 9521) (2) ロックウール (JIS A 9504、JIS A 9521) ・厚さ：105 以上 ・密度：14 kg/m^3以上

つづく

3. 1主構成材料のつづき

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
内装下地材 〔内装側の下張材〕 構造名(2)の場合に限る	・種類：[1]～[3]のうち、いずれか一仕様とする ・厚さ：9以上※ (※：[1](5)は36以上、[1](6)は21以上)
[1]木質系ボード	・材料：(1)～(6)のうち、いずれか一仕様とする (1)構造用合板(JAS) (2)構造用パネル(JAS) (3)パーティクルボード(JIS A 5908) (4)ミディアムデンシティファイバーボード(JIS A 5905) (5)直交集成板(JAS) (6)単板積層材(JAS)
[2]セメント板	・材料：(1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)硬質木片セメント板(JIS A 5404) (2)フレキシブル板(JIS A 5430) (3)パルプセメント板(JIS A 5414) (4)けい酸カルシウム板(JIS A 5430)
[3]火山性ガラス 質複層板	・材料：火山性ガラス質複層板(JIS A 5440)
内装材 (下張り側、上張り側)	・材料：(1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)せっこうボード(JIS A 6901, GB-R) (2)強化せっこうボード(JIS A 6901, NM-8615のGB-F(V)(ひる石入り)) (3)強化せっこうボード(JIS A 6901, GB-F) (4)強化せっこうボード(防水防かびタイプ)(NM-1498、NM-1498-1、NM-3964のうち、ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率が95%以上、ガラス繊維の含有率が0.4%以上、ひる石の含有率が2.5%以上のもの) ・厚さ：(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)下張り側9.5以上※、上張り側12.5以上※の重ね張り (2)下張り側12.5以上※、上張り側9.5以上※の重ね張り (※：材料(2)及び(3)は12.5以上、材料(4)は15以上) ・端部形状：(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1)ベベル (2)スクエア (3)テーパ

注) 表中、NMは国土交通大臣認定不燃材料をいう。

3. 2副構成材料

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
胴縁	・材料：(1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする (1)製材(JAS) (2)集成材(JAS) (3)単板積層材(JAS) (4)枠組壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材(JAS) (5)平成12年建設省告示第1452号の第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 ・断面寸法：9以上×40以上 (外装材目地材下は、9以上×40以上の2枚並べ又は9以上×80以上とする) ・取付け間隔：500以下
受材	・材料：(1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする (1)製材(JAS) (2)集成材(JAS) (3)単板積層材(JAS) (4)枠組壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材(JAS) (5)平成12年建設省告示第1452号の第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 ・断面寸法：15以上×40以上
防湿気密フィルム	・材料：(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1)無し (2)防湿気密フィルム① ・材料：1)～3)のうち、いずれか一仕様とする 1)住宅用プラスチック系防湿フィルム(JIS A 6930) 2)包装用ポリエチレンフィルム(JIS Z 1702) 3)農業用ポリエチレンフィルム(JIS K 6781) (3)防湿気密フィルム② ・材質：1)～5)のうち、いずれか一仕様又は組み合わせとする 1)ポリビニルアルコール 2)ポリアミド 3)ポリプロピレン 4)エチレン-酢酸ビニル共重合樹脂 5)ポリエチレン ・厚さ：0.6$\pm$0.06以下
防水紙	・材料：透湿防水シート(JIS A 6111) ・厚さ：0.34$\pm$0.03以下
目地処理材	・材料：(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1)無し (2)せっこう系パテ (3)炭酸カルシウム系パテ

つづく

3. 2副構成材料のつづき

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
止水材	・材料：(1)～(12)のうち、いずれか一仕様又は組み合わせとする (1)無し (2)ポリエチレンフォーム系 (3)ウレタンフォーム系 (4)シリコーン系 (5)変成シリコーン系 (6)ポリイソブチレン系 (7)ポリサルファイド系 (8)アクリルウレタン系 (9)ポリウレタン系 (10)アクリル系 (11)ウレタン系 (12)ブチルゴム系
留付材	[1]外装材用 ・材料：(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ ・材質：ステンレス又は鉄 ・寸法：φ1.83 以上×L30 以上 (2)ねじ ・材質：ステンレス又は鋼 ・寸法：φ3.8 以上×L30 以上 ・留付箇所：胴縁に付き 1 箇所以上 [2]外装材目地材用 ・材料：(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ ・材質：ステンレス又は鉄 ・寸法：φ2.75 以上×L50 以上 (2)ねじ ・材質：ステンレス又は鋼 ・寸法：φ3.8 以上×L51 以上 ・留付間隔：900 以下 ・留付本数：2 本以上（左右各 1 本以上）／ヶ所 [3]外装下地材用 ・材料：(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ ・材質：ステンレス又は鉄 ・寸法：φ2.1 以上×L38 以上（下張り側） φ2.75 以上×L50 以上（上張り側）、（単板張り） (2)ねじ ・材質：ステンレス又は鋼 ・寸法：φ3.8 以上×L38 以上（下張り側） φ3.8 以上×L51 以上（上張り側）、（単板張り） ・留付間隔：300 以下

つづく

3. 2副構成材料のつづき

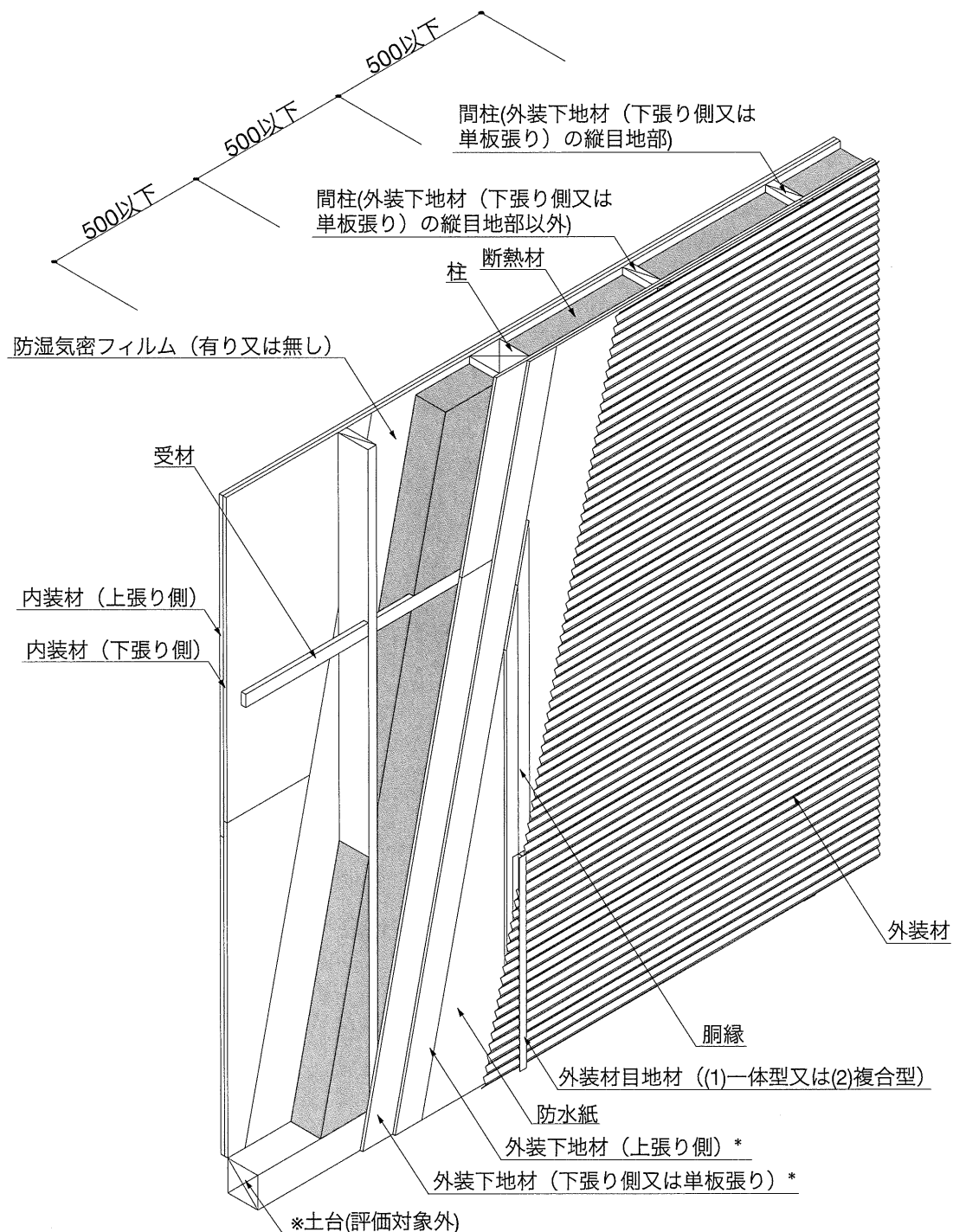
(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
留付材 (つづき)	[4]内装下地材用 (内装下地材を用いる場合) ・材料：(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ ・材質：ステンレス又は鉄 ・寸法：φ2.1以上×L38以上 (2)ねじ ・材質：ステンレス又は鋼 ・寸法：φ3.5以上×L38以上 ・留付間隔：300以下 [5]内装材用 ・材料：(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ ・材質：ステンレス又は鉄 ・寸法：φ2.34以上×L38.1以上 (下張り側) φ2.45以上×L50.8以上 (上張り側) (2)ねじ ・材質：ステンレス又は鋼 ・寸法：φ3.8以上×L38以上 (下張り側) φ3.8以上×L51以上 (上張り側) ・留付間隔：200以下 [6]胴縁用 ・材料：(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ ・材質：ステンレス又は鉄 ・寸法：φ2.75以上×L50以上 (2)ねじ ・材質：ステンレス又は鋼 ・寸法：φ2.75以上×L50以上 ・留付間隔：500以下 [7]受材用 ・材料：(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ ・材質：ステンレス又は鉄 ・寸法：φ1.83以上×L30以上 (2)ねじ ・材質：ステンレス又は鋼 ・寸法：φ3.8以上×L30以上

4. 構造説明図

(寸法単位：mm)

4.1 内装下地材を設けない、構造名(1)の場合 透視図



①外装材横張り

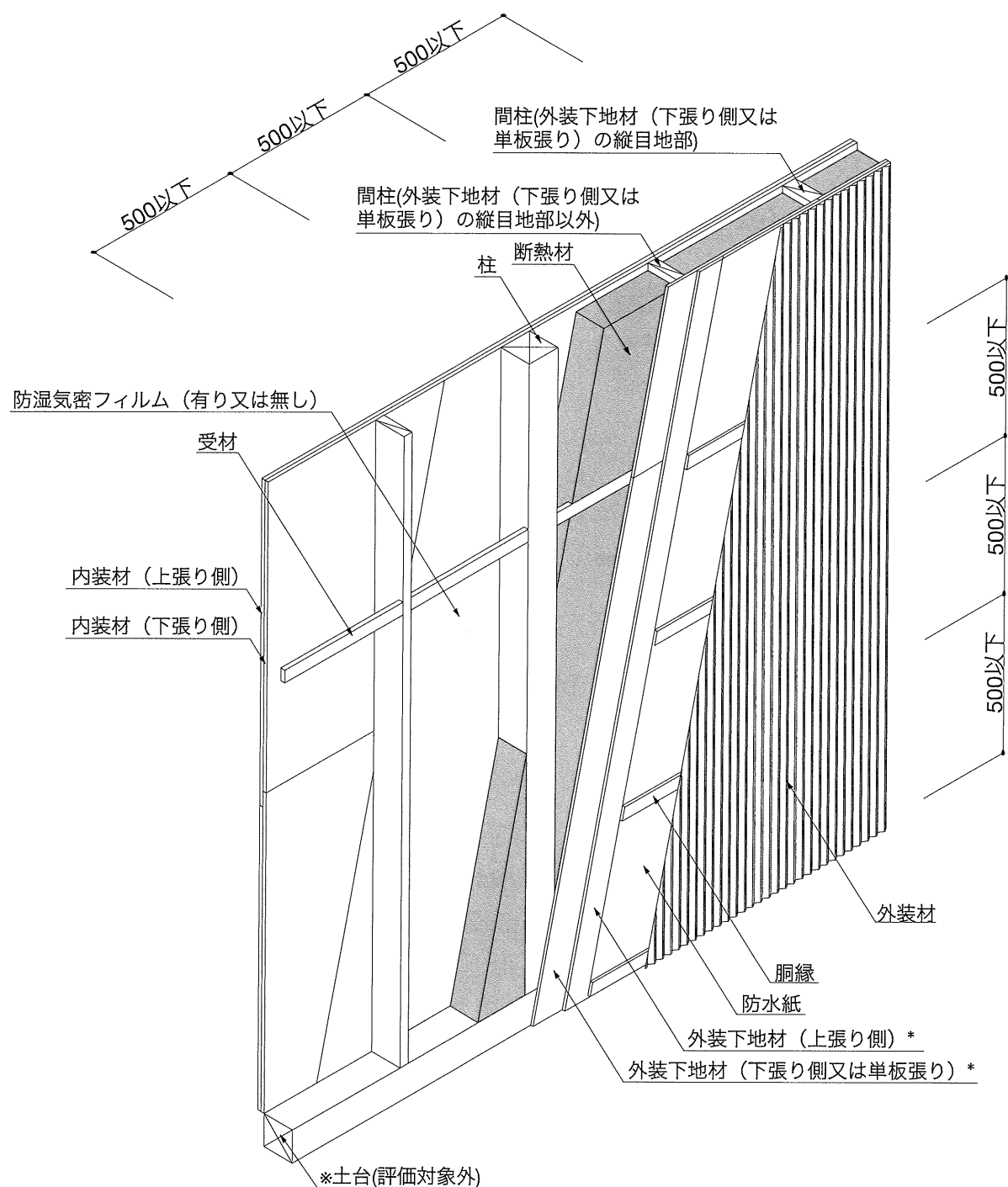
注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

※：本評価内容に含まない

*：外装下地材を単板張りとする場合は、外装下地材(上張り側)を無しとする

(寸法単位：mm)

透視図



②外装材縦張り

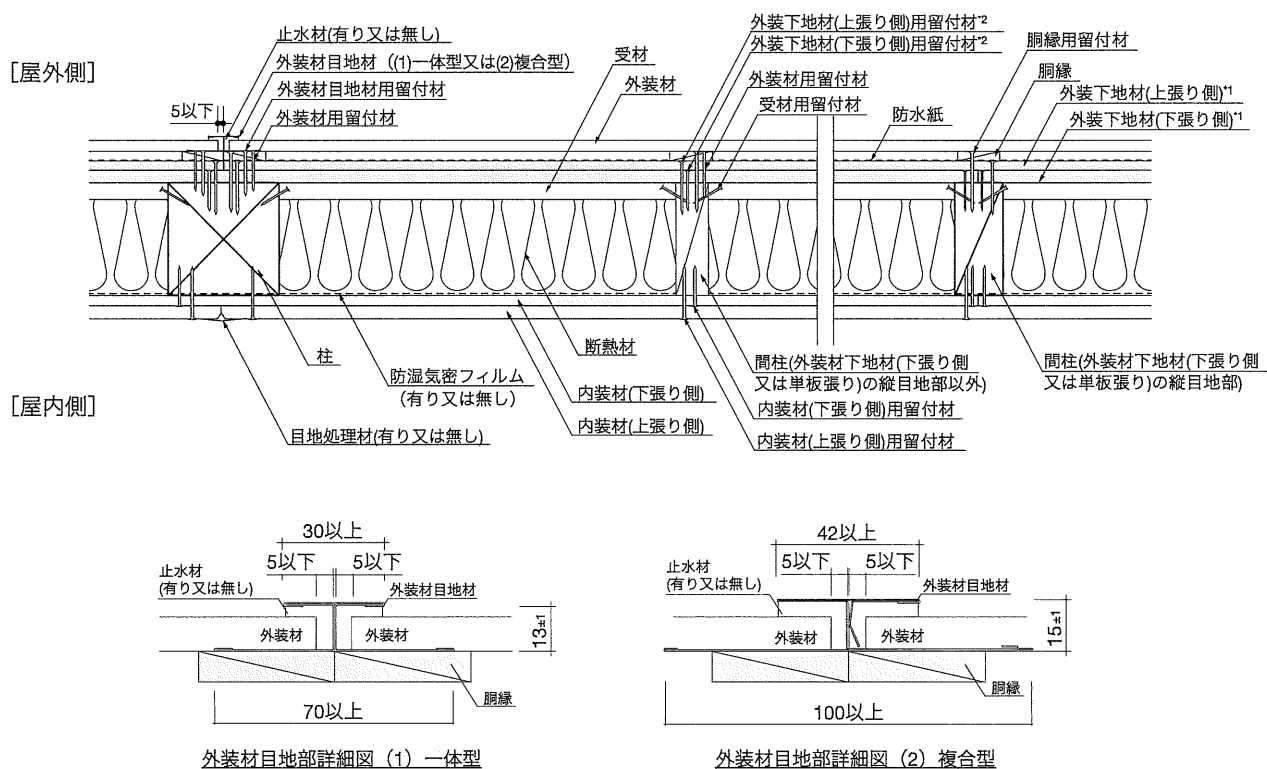
注) 寸法および材料構成は2 および3 のとおり

※：本評価内容に含まない

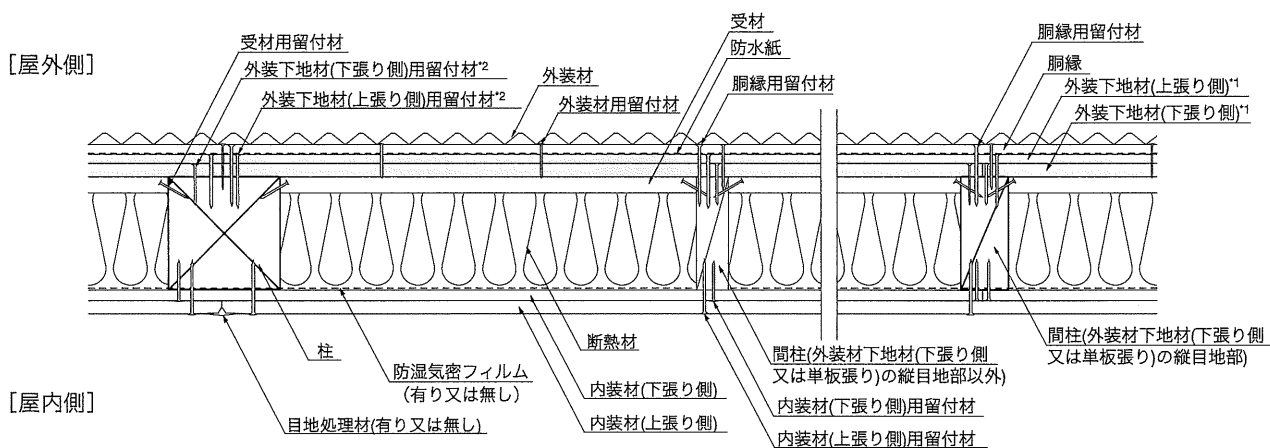
*：外装下地材を単板張りとする場合は、外装下地材（上張り側）を無しとする

(寸法単位：mm)

水平断面図



①外装材横張り



②外装材縦張り

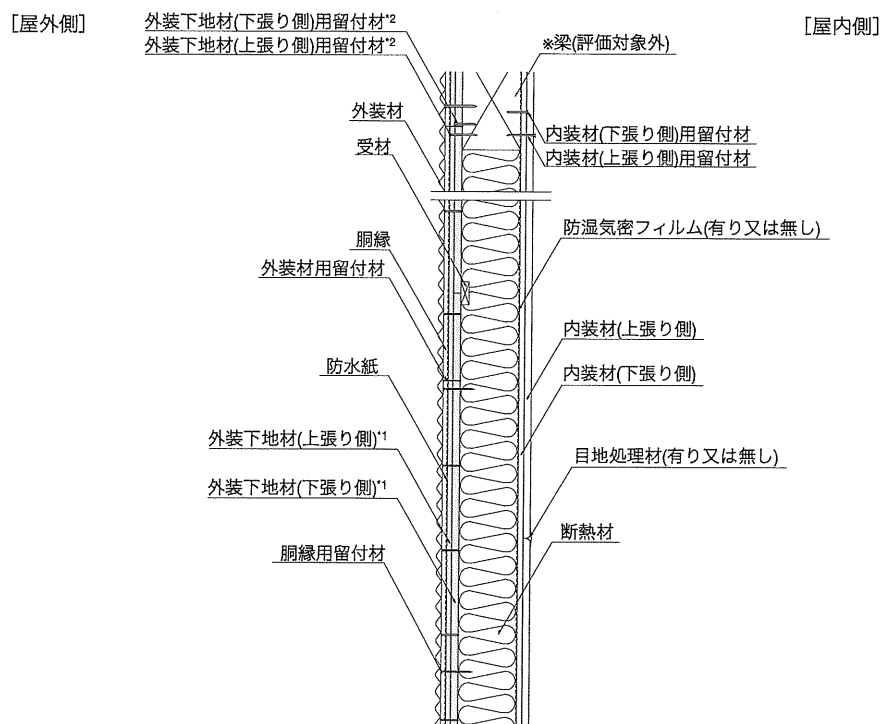
注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

*1: 外装下地材を単板張りとする場合は、外装下地材(上張り側)を無しとする

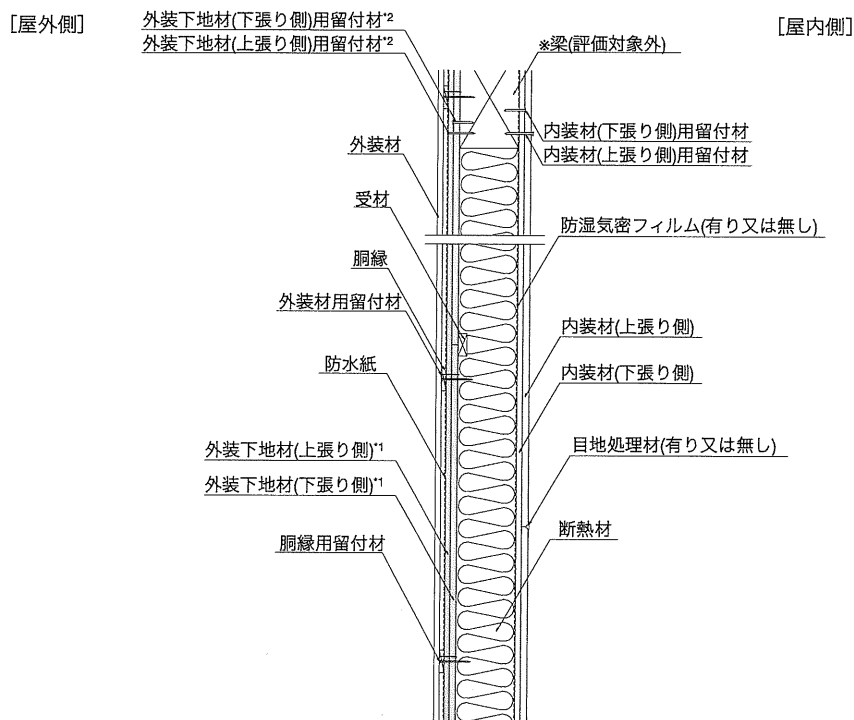
*2: 外装下地材を単板張りとする場合は、外装下地材(下張り側)用留付材を外装下地材(単板張り)用留付材と読み替えるとともに、外装下地材(上張り側)用留付材は無しとする

(寸法単位：mm)

鉛直断面図



①外装材横張り



②外装材縦張り

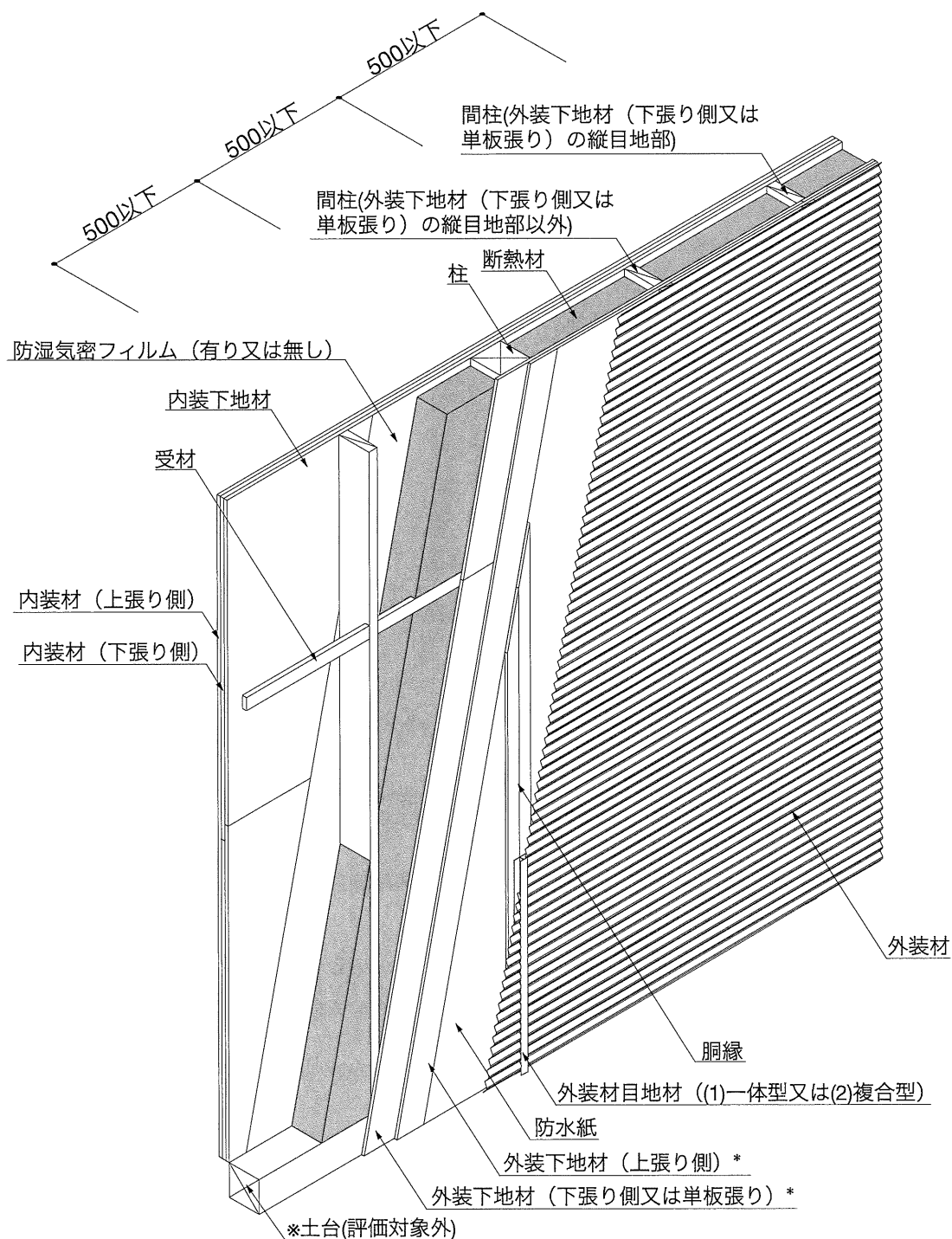
注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

*1：外装下地材を単板張りとする場合は、外装下地材（上張り側）を無しとする

*2：外装下地材を単板張りとする場合は、外装下地材（下張り側）用留付材を外装下地材（単板張り）用留付材と読み替えるとともに、外装下地材（上張り側）用留付材は無しとする

4.2 内装下地材を設ける、構造名(2)の場合
透視図

(寸法単位：mm)



①外装材横張り

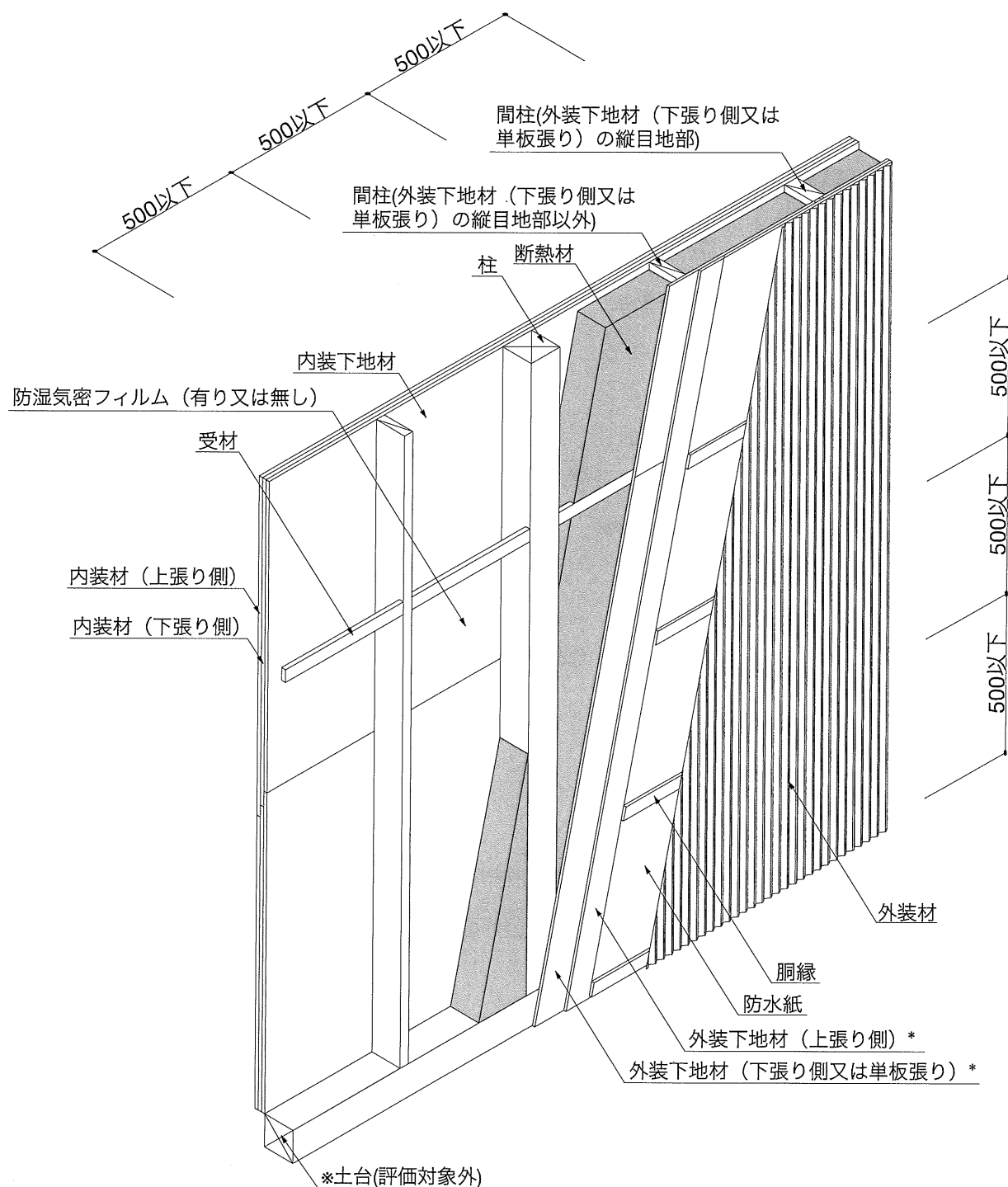
注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

※：本評価内容に含まない

*：外装下地材を単板張りとする場合は、外装下地材 (上張り側) を無しとする

(寸法単位：mm)

透視図



②外装材縦張り

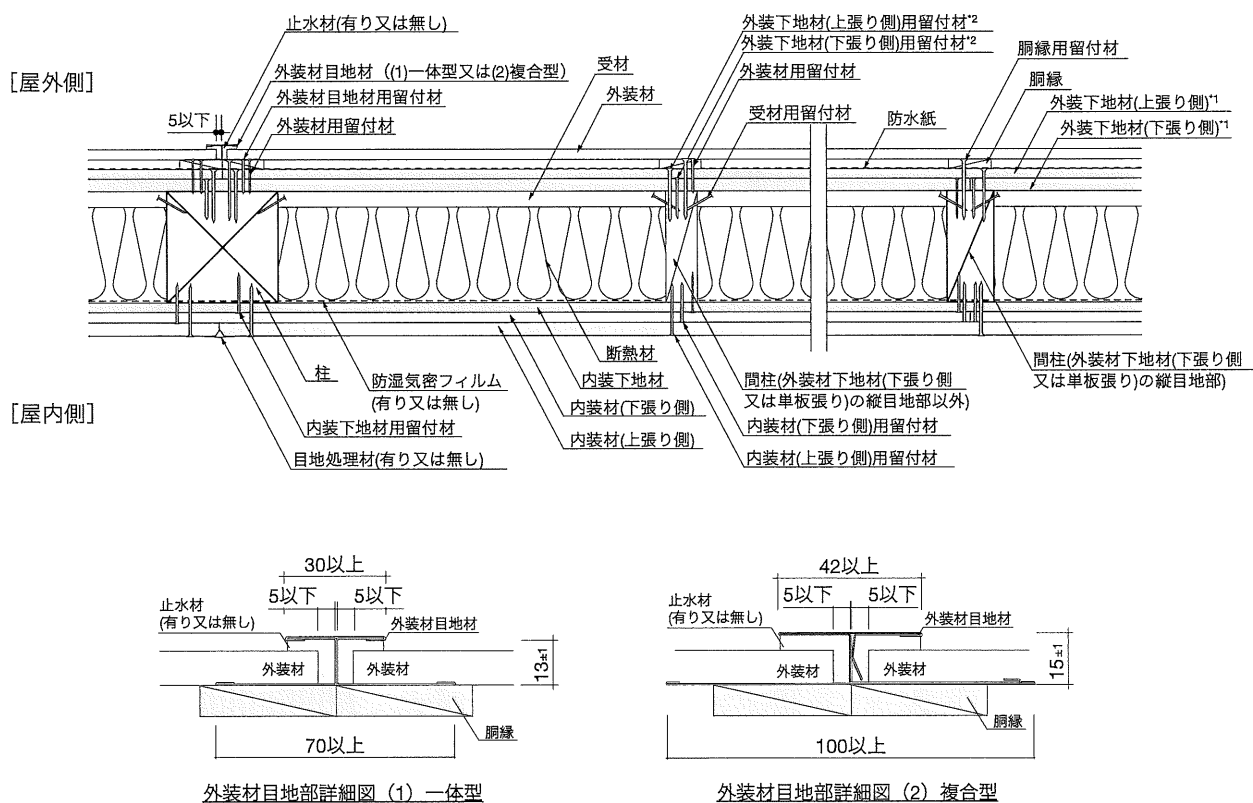
注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

※：本評価内容に含まない

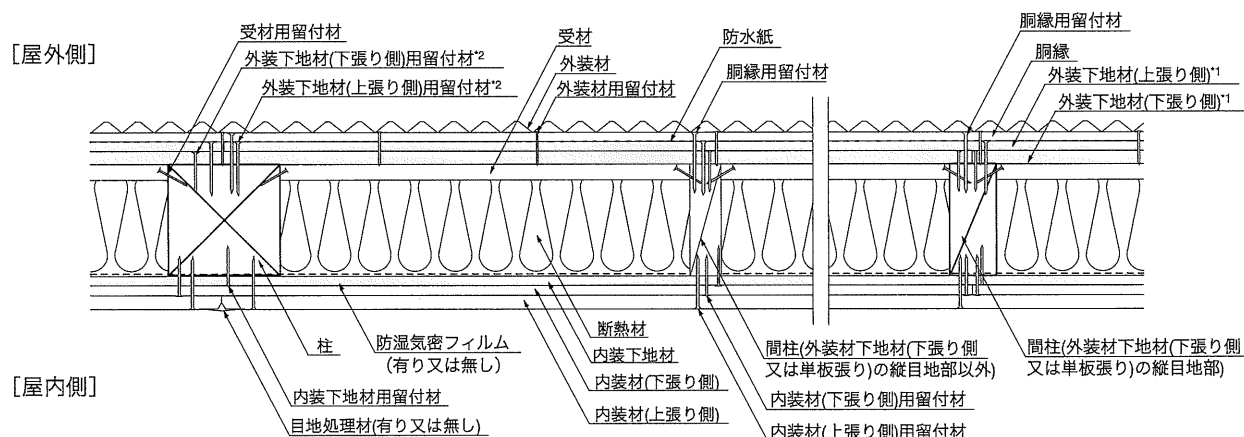
*：外装下地材を単板張りとする場合は、外装下地材（上張り側）を無しとする

(寸法単位：mm)

水平断面図



①外装材横張り



②外装材縦張り

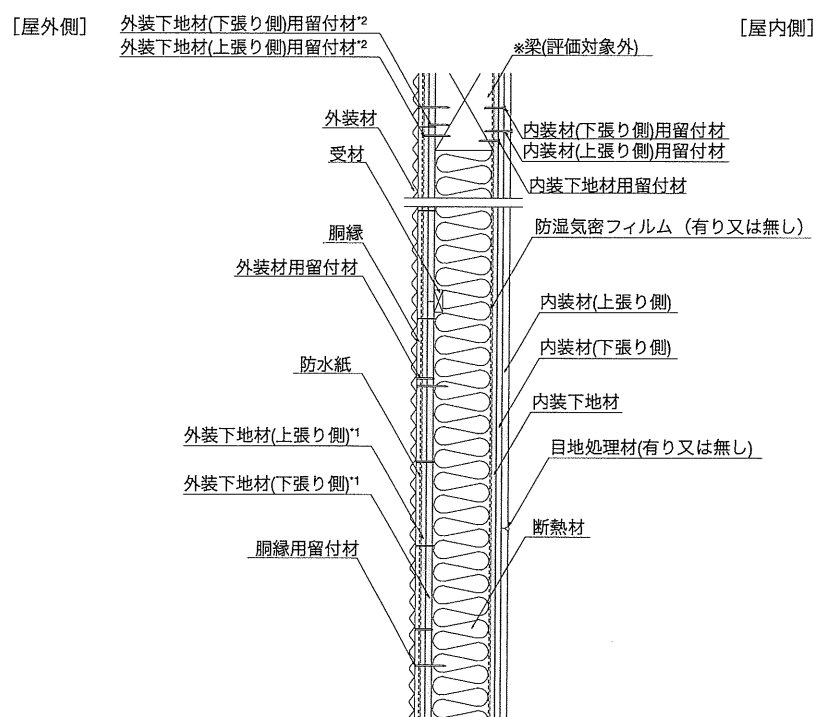
注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

*1: 外装下地材を単板張りとする場合は、外装下地材(上張り側)を無しとする

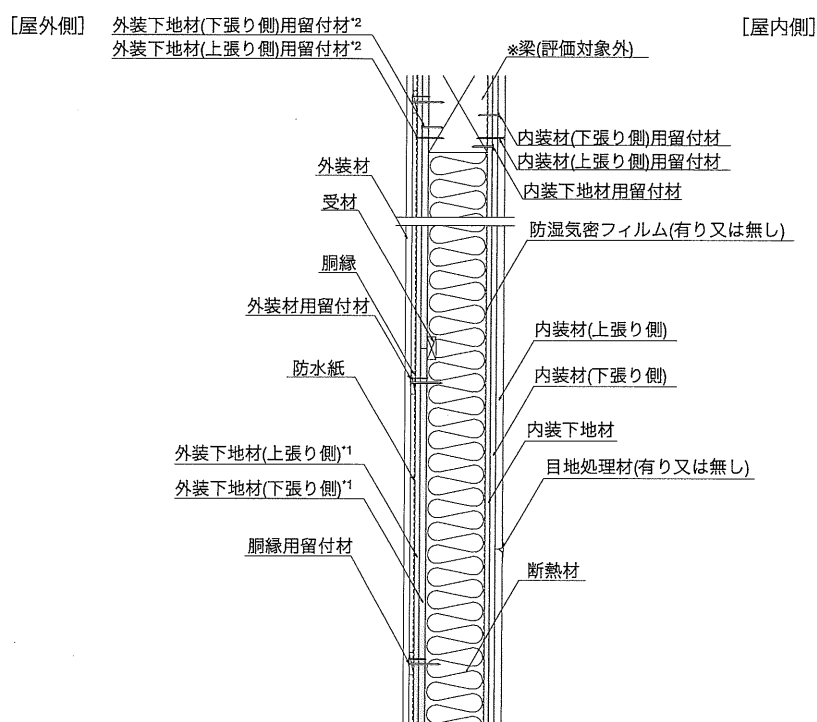
*2: 外装下地材を単板張りとする場合は、外装下地材(下張り側)用留付材を外装下地材(単板張り)用留付材と読み替えるとともに、外装下地材(上張り側)用留付材は無しとする

(寸法単位：mm)

鉛直断面図



①外装材横張り



②外装材縦張り

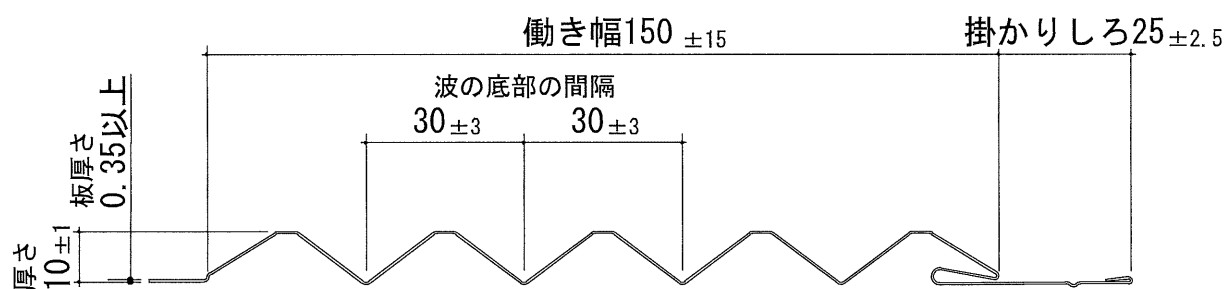
注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

*1：外装下地材を単板張りとする場合は、外装下地材（上張り側）を無しとする

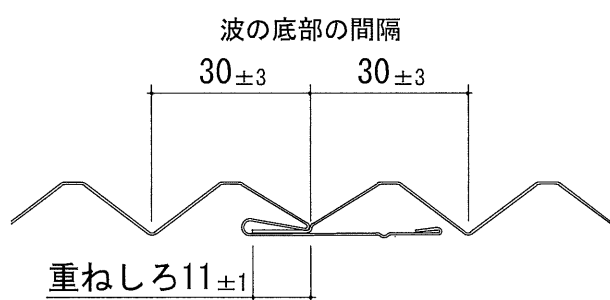
*2：外装下地材を単板張りとする場合は、外装下地材（下張り側）用留付材を外装下地材（単板張り）用留付材と読み替えるとともに、外装下地材（上張り側）用留付材は無しとする

(寸法単位：mm)

◆外装材の形状図



断面図



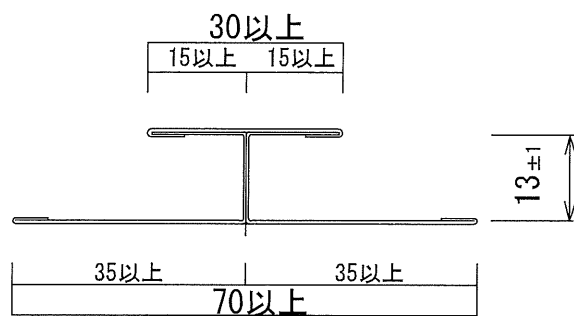
嵌合部詳細図

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

(寸法単位：mm)

◆外装材目地材の形状図

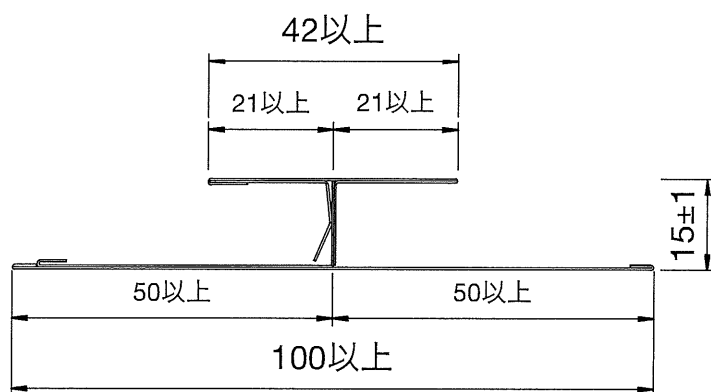
(1) 一体型



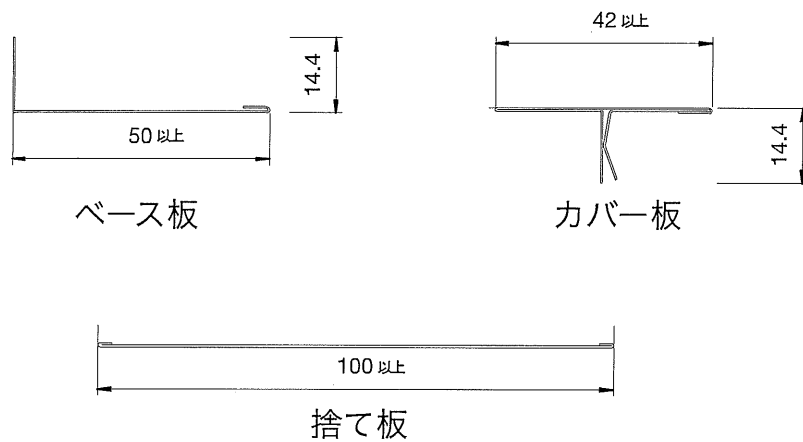
(板厚さ：0.35 以上)

(2) 複合型

[複合図]



[部品図]



(板厚さ：0.35 以上)

注) 寸法および材料構成は2 および3 のとおり

5. 施工方法等

<施工図>

4. 構造説明図に一例を示す。

<施工手順>

【1】外装側の施工

(1) 外装下地材の取り付け

(1)-1 外装下地材が重ね張りの場合

柱・間柱を土台の上に 500 mm 間隔以下で組み立て、必要に応じて筋交いを設ける。

壁の中間に外装下地材(下張り側)の横目地部を設ける場合は、受材を受材用留付材で柱・間柱等に留め付ける。

外装下地材(下張り側)は、外装下地材(下張り側)用留付材で 300 mm 以下の間隔で留め付ける。その際、外装下地材(下張り側)の縦目地は、柱・間柱等の位置に、横目地は受材の位置に設ける。外装下地材(上張り側)は、外装下地材(上張り側)用留付材で 300 mm 以下の間隔で留め付ける。その際、外装下地材(上張り側)の縦目地は、柱・間柱等の位置に設ける。

(1)-2 外装下地材が単板張りの場合

柱・間柱を土台の上に 500 mm 間隔以下で組み立て、必要に応じて筋交いを設ける。

壁の中間に横目地部を設ける場合は、受材を受材用留付材で留め付ける。

外装下地材(単板張り)は、外装下地材(単板張り)用留付材で 300 mm 以下の間隔で留め付ける。その際、外装下地材(単板張り)の縦目地は、柱・間柱等の位置に、横目地は受材の位置に設ける。

(2) 防水紙の取り付け

防水紙を、ステーブル等で外装下地材に対して仮留めする。防水紙の重ね寸法は 100 mm 以上とする。

(3) 胴縁の取り付け

(3)-1 外装材が横張りの場合

胴縁は、柱・間柱等に沿って配置し、外装側胴縁用留付材で留め付ける。

なお外装材目地材下は、9 mm 以上×40 mm 以上の 2 枚並べ又は 9 mm 以上×80 mm 以上の断面寸法の胴縁を使用する。

(3)-2 外装材が縦張りの場合

胴縁は、500 mm 以下の間隔で水平に配置し、各柱・間柱等に当たるように外装側胴縁用留付材で留め付ける。

(4) 外装材、外装材目地材の取り付け

(4)-1 外装材が横張りの場合

外装材の縦目地の位置に外装材目地材を胴縁に沿って配置し、外装材目地材用留付材で留め付ける。

外装材は最上部から下方に向かって嵌合させながら張り、胴縁に外装材用留付材で留め付ける。この際、外装材目地材内の隙間寸法は、5 mm 以下とし、必要に応じて止水材を設ける。

(4)-2 外装材が縦張りの場合

外装材は端部から横方法に嵌合させながら張り、胴縁に外装材用留付材で留め付ける。

【2】内装側の施工

① 内装下地材を設けない、構造名(1)の場合

(1) 断熱材の取り付け

断熱材を柱・間柱間に充てんする。

(2) 防湿気密フィルムの取り付け

防湿気密フィルムを使用する場合は、ステーブル等で柱・間柱等に対して仮留めする。防湿気密フィルムの重ね寸法は 100 mm 以上とする。

(3) 内装材の取り付け

内装材(下張り側)は、内装材(下張り側)用留付材で 200 mm 以下の間隔で留め付ける。その際、内装材(下張り側)の縦目地は、柱・間柱等の位置に設ける。その後、内装材(上張り側)を内装材(下張り側)の目地とは揃わないように重ねて取り付け、内装材(上張り側)用留付材で 200 mm 以下の間隔で留め付ける。

②内装下地材を設ける、構造名(2)の場合

(1)断熱材の取り付け

断熱材を柱・間柱間に充てんする。

(2)防湿気密フィルムの取り付け

防湿気密フィルムを使用する場合は、ステーブル等で柱、間柱等に対して仮留めする。防湿気密フィルムの重ね寸法は100mm以上とする。

(3)内装下地材の取り付け

内装下地材は、内装下地用材用留付材で300mm以下の間隔で留め付ける。その際、縦目地は柱・間柱等の位置に設ける。

(4)内装材の取り付け

内装材（下張り側）は、内装材（下張り側）用留付材で200mm以下の間隔で留め付ける。その際、内装材（下張り側）の縦目地は、柱・間柱等の位置に設ける。その後、内装材（上張り側）を内装材（下張り側）の目地とは揃わないように重ねて取り付け、内装材（上張り側）用留付材で200mm以下の間隔で留め付ける。

※本仕様を施工するにあたっては、本仕様と開口部、床、屋根および軒裏等の取合いの部分において、炎の侵入を有効に防止することができる構造とする。

